

1. 保存活用計画改定の目的

史跡根城跡は、昭和52年度に『史跡保存管理計画』を策定し、その方針に基づいて保護・活用に努めてきた。しかし、策定以来40年を経た今日、根城跡を取り巻く環境が変化し、様々な課題が生じている。また、現在では史跡の保護だけでなく、地域住民や市民が関わりあいながら、積極的な活用が求められている。そこで、より適切な史跡の保存管理・活用の在り方を検討し、それらの方向性を定め、史跡根城跡の持つ本質的価値を次世代に継承していくことを目的とする。

2. 史跡根城跡の本質的価値とは

『根城跡は中世から近世にかけて約300年間、根城南部氏が北奥羽地方支配の拠点として機能した城館跡である。城館に係る遺構や立地する地形の保存状況が良好であり、文献記録の希少な当該地域において、北奥羽一帯に大きな影響を与え続けた根城南部氏の実態と中世城館の特性を考察する上できわめて重要である。』
 ※本質的価値を構成する要素＝城館の立つ地形、曲輪（くるわ）配置、城館期の遺構・遺物

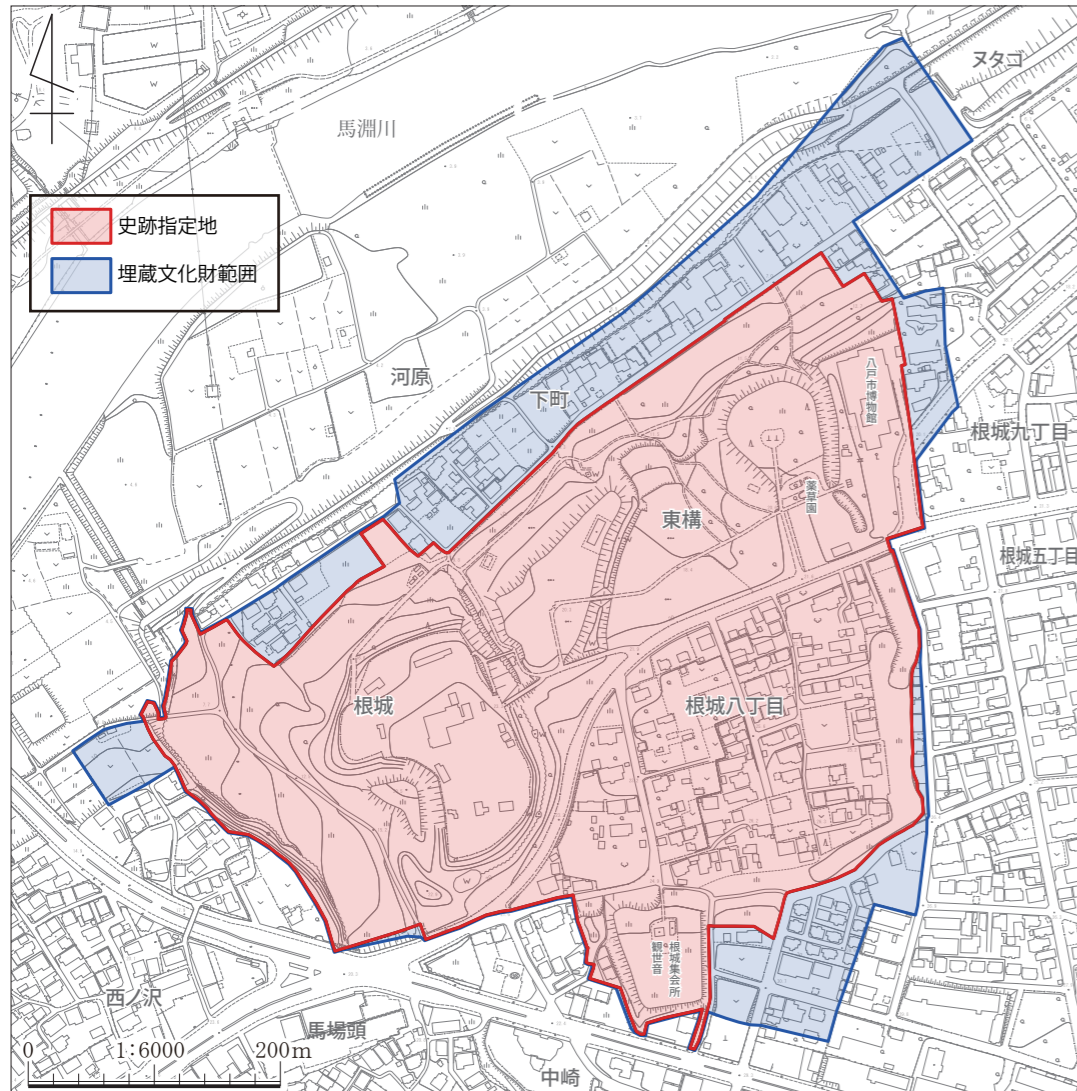
3. 指定の状況

(1) 指定概要

- ① 名称 根城跡（ねじょうあと） ② 種別 史跡
- ③ 指定面積 183,105.79㎡（公簿、追加指定1,005.88㎡含む）
- ④ 指定年月日 昭和16（1941）年12月13日（文部省告示第860号）
- ⑤ 追加指定年月日 平成23（2011）年2月7日（文部科学省告示第17号）

(2) 管理団体

- ① 名称 八戸市 ② 指定年月日 昭和17（1942）年3月11日（文部省発宗第127号）



4. 史跡根城跡の目指す姿（大綱）

史跡には史跡根城の広場を核とした魅力あふれる史跡公園が整備され、地域住民や市民、そして国内外の観光客などの人々が集う場所とする。そこに訪れれば、子どもから大人までの幅広い年齢層の人々の知的探究心を満たす質の高い学習機会が提供され、史跡の正しい価値に対する理解が進み、四季折々に変化する史跡景観とともに、史跡に対する高い満足度を得ることができる。

5. 基本方針

- ① 史跡保存の原則にたち、本質的価値を構成する、地形や城館機能時に係る遺構・遺物などの積極的な保護保存を図る。
- ② 史跡内容や史跡を構成する諸要素の保存・修理修復方法の調査研究を進め、最適の方法を用いて保存活用を実施するものとする。
- ③ 史跡の本質的価値を損なうことなく、市民が親しみ活用できる史跡公園として整備し活用を図る。
- ④ 地域住民・市民、学識経験者、関係団体などと連携して最適な運営体制を整備し、保存管理・活用に努める。

6. 新たに加えられた史跡の価値

昭和52年度の計画策定以降、調査研究・整備のデータが蓄積され、次のように史跡の本質的価値として新たに加える。

◎ 根城跡の調査研究成果

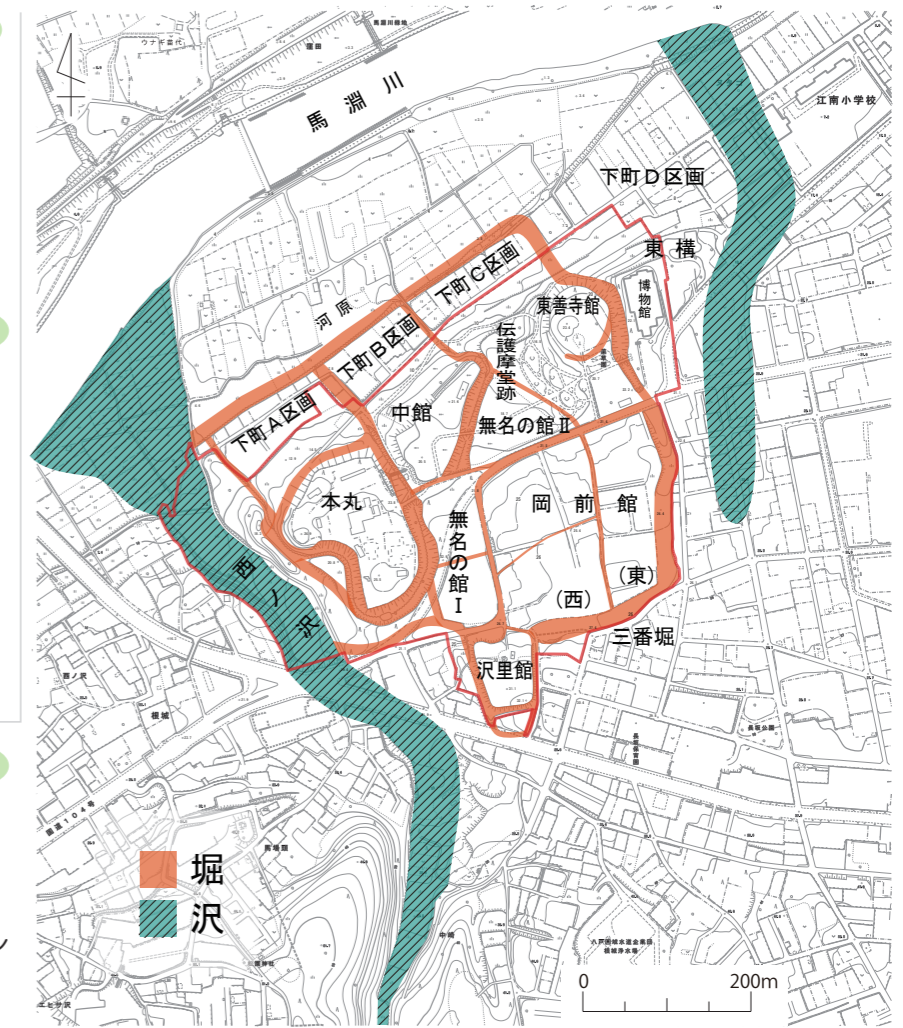
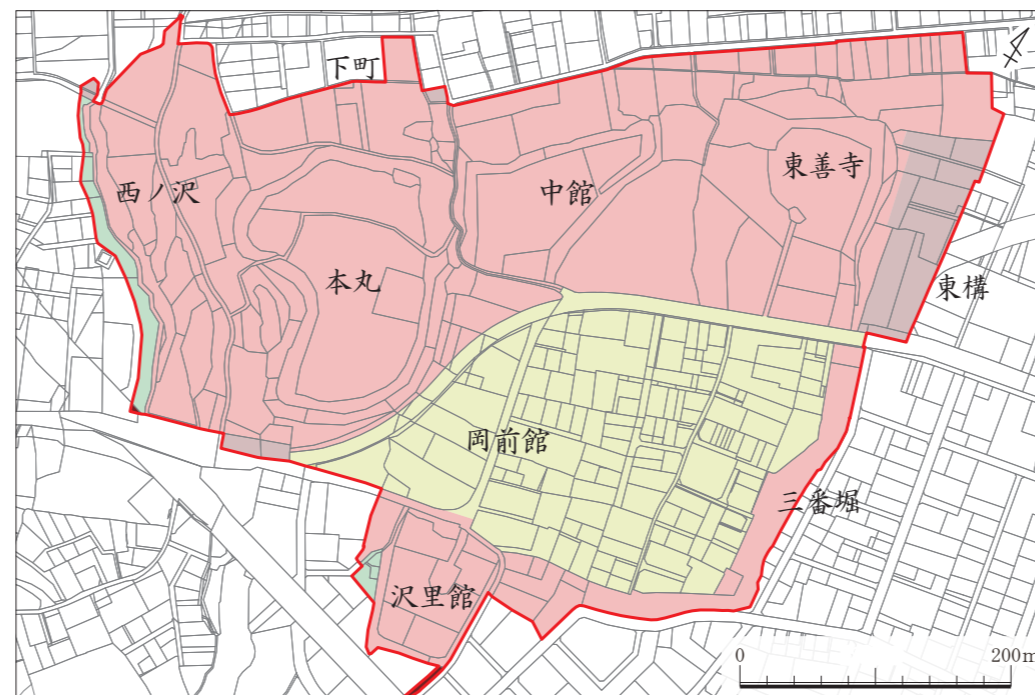
「史跡根城の広場」整備に伴う発掘調査や、現状変更を伴う開発に対応した発掘調査が実施されてきたことにより、根城の解明が進む。

- ・城館期における周辺の自然地形
- ・複雑な堀割りや新たな曲輪（くるわ）の発見
- ・中核となる主殿の規模と配置変遷 など（現在は右図のような城館の構造を想定）

◎ 「史跡根城の広場」が果たす役割・機能

本丸を中心とした「史跡根城の広場」整備は、史跡の本質的価値を表面化させる役割を担い、史跡の保存管理・活用の機能も果たしている。

7. 保存管理



《調査研究の成果の一部》

- ◎ 従来から知られていた本丸、中館（なかだて）、東善寺館（とうぜんじだて）、岡前館（おかまえだて）、沢里館（さわさとだて）の5つの曲輪に加えて、名称の無い曲輪の存在（無名の館Ⅰ・Ⅱ）および岡前館が東西に分かれることを確認。
- ◎ 本丸では16回の大規模な建て替えの跡や、南部氏が居城する前の遺構も確認。現在「史跡根城の広場」には調査研究の成果に基づいた主殿などの建物群が復原されている。

【現状変更などの取扱①】

① 保存管理地区

史跡保護と土地の使用状況を考慮し、現状変更（※）の取扱基準を定めるため、史跡指定地を規制が強い順にA～D地区に地区分けし、管理を行う。

※文化財保護法第125条第1項に基づき、史跡では現状を変更しようとする行為、またはその保存に影響を及ぼす行為に対し、事前に文化庁長官の許可を必要とする。

- A地区（特別規制地区）
- B地区（第1種規制地区）
- C地区（第2種規制地区）
- D地区（第3種規制地区）

『史跡根城跡保存活用計画書《改訂版》』 概要②

【現状変更などの取扱②】

②保存管理区域区分に基づく保存管理方針及び現状変更などに対する取扱基準

	A地区	B地区	C地区	D地区
地区概要	城館を構成する主要な遺構や地形が良好な状態で保存され、城館としての本質的価値が完全に保有されており、きびしい保護管理対策をとらなければならない区域。	城域を区画する地形や遺構が比較的的良好に残されており、部分的に人為による変容がみられるが、すぐれた文化財価値と歴史景観を保有している区域。	宅地化が進行し、城館期の諸遺構や地形は不完全な状態で保存されているが、文化財としての価値を著しく損なう開発とそれによる副次的な悪影響を制限する区域。	城館期の遺構が主体的に存在する可能性が少ないところで、開発が相当に進行している区域。
保存管理方針	① 墓地以外は公有化を速やかに行う。 ② 継続的な整備とその活用を図る。 ③ 発掘調査は整備や研究に限る。 ④ 整備以外の現状変更は原則認めない。	① 公有化を優先的に進める。 ② 公有化の終了後、継続的な整備とその活用を図る。 ② 発掘調査は整備や研究に限る。 ③ 整備以外の現状変更は原則認めない。	① 公有化を推進する。 ② 公有化が終了した範囲につき、整備の推進を検討する。 ③ 発掘調査は確認調査を原則とする。 ④ 周辺環境に調和した現状変更は許容。	① 既に大部分の面積が公有化済みであり、原則としてさらなる公有化を進めない。 ② 間接的な整備の推進を検討する。 ③ 発掘調査は確認調査を原則とする。 ④ 周辺環境に調和した現状変更は許容。
現状変更などに対する取扱基準	建築物	既設物の改築または改修は認めるが、増設または新設にあたっては、環境整備に伴うものまたは公共の福祉上欠くことのできないもの以外は原則認めない。	高さ10m未満で、外装に原色を使用しないことを原則とする。	高さ10m未満で、外装に原色を使用しないことを原則とする。
	工作物	柱状の物は高さ13m未満、その他は5m未満で、外装に原色を使用しないことを原則とする。	柱状の物は高さ13m未満、その他は5m未満で、外装に原色を使用しないことを原則とする。	柱状の物は高さ13m未満、その他は5m未満で、外装に原色を使用しないことを原則とする。
	広告物	自家用広告物は表示面積合計7㎡以下とし、原色、蛍光塗料、ネオン、スポット照明の使用を避け、設置高さ10m以下を原則とする。	自家用広告物は表示面積合計7㎡以下とし、原色、蛍光塗料、ネオン、スポット照明の使用を避け、設置高さ10m以下を原則とする。	自家用広告物は表示面積合計7㎡以下とし、原色、蛍光塗料、ネオン、スポット照明の使用を避け、設置高さ10m以下を原則とする。
	道路	既存の状態での改修は認めるが、拡幅、新設は認めない。ただし、歩道についてはこの限りではない。	既存の状態での改修は認めるが、拡幅、新設は認めない。ただし、歩道についてはこの限りではない。	既存の状態での改修は認めるが、拡幅、新設は認めない。ただし、歩道についてはこの限りではない。
	道路の付属物	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。
	ライフライン ※注	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。	遺構の保護を前提に、必要に応じて認める。
	管理施設	必要に応じて認めるが、抜根を伴う場合は遺構を損壊しない範囲で認める。	必要に応じて認めるが、抜根を伴う場合は遺構を損壊しない範囲で認める。	必要に応じて認めるが、抜根を伴う場合は遺構を損壊しない範囲で認める。
地形変更	保存と活用と資するもののみ認める。	保存と活用と資するもののみ認める。	保存と活用と資するもののみ認める。	

※注 ライフラインとは、「電線、通信線、ガス管、上水道管、下水道管」をいう。なお、個人住宅などにおける浄化槽及び浸透枳は建築物と一体をなす建築設備であるが、本基準ではライフラインの一部として取り扱う。

【遺構の保護方法】

建物建築などにより地下の掘削を伴う場合、城館期の遺構保護は次のように行う。

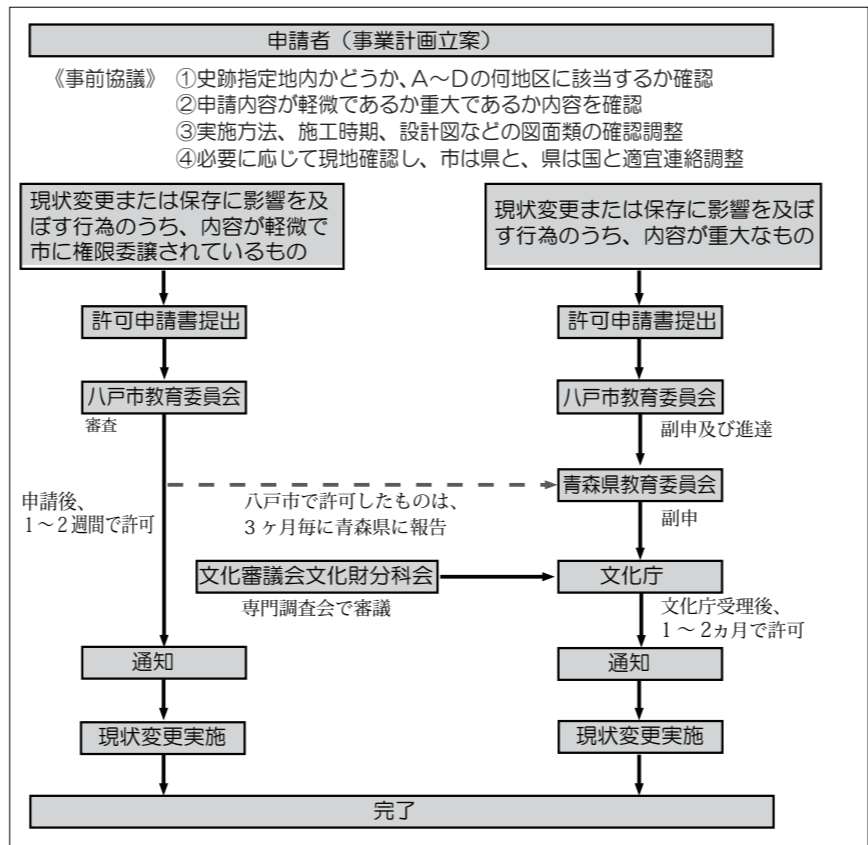
- ◎ 建物の基礎など：工事の掘削が遺構面に影響を及ぼさないように施工。
 - ・保護のための深度が不足する場合には、盛土で対応。
 - ・盛土保護が不可能な場合は設計変更して城館期の遺構を避ける。
- ◎ 盛土保護のために生じる土留め：極力、城館期の遺構を避けて施工。
- ◎ 上下水道・浄化槽・浸透枳・ライフライン：原則、城館期の遺構を避けて施工。
- ◎ 地盤強化のための杭打設・地盤改良工事：城館期の遺構を避けて施工。

【史跡周辺の保存管理】

周辺の各要素の保護は、史跡本体の価値を高めることにつながるだけでなく、緩衝地帯としての役割も果たす。

- ◎ 周辺の地形：城館の形成に影響を与えた自然地形の保護
- ◎ 埋蔵文化財包蔵（遺跡）：工事開発の際は発掘調査を実施。
- ◎ 城館に係る遺構・伝承
- ◎ 史跡からの眺望：特に馬淵川への眺望の保護。

③現状変更などの許可申請に係る事務手続きの流れ



【史跡の追加指定】

発掘調査を行い、城館に係る地形や遺構などの内容を十分に検証し、さらに周囲との整合性などの諸条件も考慮したうえで、保護を必要とすると判断された場所を対象とする。

- ※将来的に追加指定される可能性が高い場所
- ◎ 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地
- ◎ 史跡本来の景観が復原可能な箇所（現段階では沢里館の南側）

【土地公有化】

近年、土地使用の変化や売買による住宅建築などの現状変更が頻繁に発生し、現状変更の目的を達成できない案件が認められている。このことから、土地の利用状況や整備・活用の方向性など、公有化の諸条件について総合的に勘案し、公有化計画の策定のもと、公有化を進める。

- ◎ A地区：本質的価値が残されており、速やかに公有化を行う。
- ◎ B地区：A地区に次ぐ価値を有しており、今後の史跡の保存及び活用を考慮し、公有化を行う。
- ◎ C地区：将来的な整備を目的とし、住民との合意形成のもとに公有化を推進する。
- ◎ D地区：開発が相当に進んでおり、当面は原則公有化を行わない。
- ◎ この公有化計画のほか、現状変更許可条件が満たせず、正当な理由の元に土地使用の目的が果たせなくなっている場合は公有化の優先的対象とする。
 - ただし、公有化に当たっては、土地所有者からの申し出を原則とし、関係機関と協議しながら慎重に実施する。

8. 史跡の活用

既存活用事業の実施に充足することなく、史跡への新規来場者、あるいはリピーターを誘うため、継続的な魅力づくりを行う。

- ◎ 史跡学習に係る学校教育や生涯学習への支援拡充。
- ◎ 既存活用事業の継続のほか、先進事例の情報収集や分析。
- ◎ 観光ニーズに対応し、外国人利用者の増加などに対する説明板などの多言語化や、外国向けのウェブサイト作成。

9. 史跡の整備

城館の基盤をなす地形と遺構の保護を前提とし、文献及び発掘調査などによる調査研究成果や他学術分野との協力のもと、史跡の本質的価値の深化を図りながら整備を推進する。

- ◎ 従来の整備方針を示した「史跡根城跡環境整備基本設計書」に変え、新たな整備基本計画の策定を行う。
- ◎ 根城の研究と情報発信の拠点を、八戸市博物館に位置づける。
- ◎ 根城の広場を中核とし、未整備である沢里館、三番堀、西ノ沢、岡前館各地区の整備を進める。
- ◎ 住宅が密集する岡前館地区の整備は、公有化および他地区の整備の進捗を勘案する。
- ◎ 博物館の将来的な史跡外へ移設を検討する。
- ◎ 建物の整備に関しては、発掘調査や文献の研究成果に基づいた「復原整備」とする。
- ◎ 復原建物の再整備計画は、新たな整備基本計画に位置付ける。
- ◎ 復原建物の安全性などを考慮し、緊急性が高いものについては計画を前倒して再整備を実施する。
- ◎ 各施設などの点検記録簿を作成し、修繕・交換を適切に実施していくとともに、対応のあり方を再検証する。

10. 運営体制

- ◎ 行政・地域住民・関係団体・学識経験者の相互協力体制の再整備
- ◎ 行政・地域住民・関係団体・学識経験者で構成される「史跡根城跡整備活用検討委員会」による、本計画改定案に基づく各事業の進行管理。
- ◎ 関係団体の育成と活動支援
- ◎ 地域との相互発展的な協働

